

## コープおきなわ電子マネー「あぶか」利用約款

### 第1条（目的）

本約款は、生活協同組合コープおきなわ（以下「生協」という）が発行する「組合員証」に付帯する電子マネー「あぶか」サービスについて規定するものであり、組合員が組合員証を使用してあぶかを利用するにあたり本約款が適用されます。なお、組合員証サービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

### 第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- （1） あぶかとは、生協が発行する組合員証に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- （2） あぶかサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、生協所定の方法により組合員証にチャージされたあぶかを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （3） あぶかとは、生協発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって生協において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- （4） チャージとは、組合員が、生協所定の方法により、組合員証にあぶかを加算することをいいます。
- （5） あぶか残高とは、組合員証にチャージされ、組合員が利用することのできるあぶかの量をいいます。
- （6） チャージ端末とは、チャージを行うための機器をいいます。

### 第3条（不正使用等の禁止）

1. 組合員は組合員証にサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
2. 組合員は、組合員証の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

### 第4条（チャージ）

1. 組合員は、チャージ端末で1,000円単位で繰り返しチャージすることができます。
2. 組合員は、1枚の組合員証に対して、あぶか残高50,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。

### 第5条（あぶかサービスの利用）

1. 組合員は、生協であぶかサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 組合員が生協であぶかサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、あぶか残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
3. 組合員は、あぶか残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方式により、支払うものとします。
4. 組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる組合員証の枚数は、1枚に限ります。
5. 組合員は、あぶかサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるあぶか残高を照会し誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は、当該あぶか残高について誤りがないことを了承したものとします。

### 第6条（あぶか残高）

1. あぶか残高は、あぶかサービス利用時のレシート、またはカード裏面のQRコードにて確認することができるものとします。
2. 最後にあぶかサービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し残高はゼロとなります。

### 第7条（あぶか残高の合算）

1. 組合員は、生協が認めた場合を除き、あぶか残高を他の組合員証に移行することはできないものとします。

## 第8条（あぶかサービスの利用ができない場合）

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、あぶかサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにあぶか残高の確認をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- （1） 生協があぶかサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- （2） 組合員証の破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合
- （3） その他やむを得ない事由のある場合。

## 第9条（脱退および組合員資格の喪失）

1. 組合員は、生協所定の方法により脱退をすることができます。脱退処理後、組合員資格が喪失され、あぶかサービスの利用ができなくなります。
2. 前項の場合、組合員証にチャージされているあぶか残高の現金の払い戻しはできないものとします。脱退前にあぶか残高を使い切ってください。

## 第10条（換金等不可）

1. 第17条第2項の場合を除き、あぶか残高の換金または現金の払戻しはできません。

## 第11条（組合員証の破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

1. 組合員証が再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたあぶか残高が再発行された組合員証に引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。

## 第12条（組合員証の紛失・盗難等再発行）

1. 紛失・盗難により組合員証が再発行された場合、生協による組合員証の利用停止措置が完了した時点のあぶか残高が再発行された組合員証に引き継がれるものとします。
2. 組合員が組合員証の紛失・盗難等を申し出てから生協による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、あぶか残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負いません。
3. 組合員が紛失・盗難届出時にあぶか残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した組合員証に残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。
4. 組合員証の再発行後、組合員が喪失した組合員証を発見した場合、組合員は、発見した組合員証を破棄するものとします。
5. 紛失・盗難による組合員証再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。

## 第13条（生協との紛議）

1. 組合員が、あぶかサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、組合員は生協に対し、あぶかの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

## 第14条（組合員資金の保全方法）

1. 資金決済法14条1項は、前払式支払手段の保有者が、前払式支払手段発行者の都合により、当該サービスを利用することができず損失を被るなどのリスクから保護するため、基準日（毎年3月31日及び9月30日）時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するよう義務づけています。生協も、同規定に基づき、基準日時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局に供託する方法により保全しています。なお、必ずしも、前払式支払手段の保有者の債権の全額が保全されているわけではありません。
2. 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法31条1項の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利があります。

### 3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

生協の利用者資金の保全方法は次の通りです。

- ・金銭による供託

#### 第15条（個人情報の収集・利用）

組合員（本条においては、生協加入申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が入会申込時に生協に届け出た事項およびあぶかサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、生協が別途定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

#### 第16条（約款の変更）

1. 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージ、あぶかサービスを利用した商品等の購入、あぶか残高の確認をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### 第17条（あぶかサービスの終了）

1. 生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で周知することにより、あぶかサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - (1) 社会情勢の変化
  - (2) 法令の改廃
  - (3) その他生協のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、組合員は生協の定める方法により、あぶか残高に相当する現金の払戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の周知を行ってから2年を経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

#### 第18条（制限責任）

第8条に定める理由およびその他の理由により、組合員があぶかサービスを利用することができないことで、当該組合員に生じた不利益または損害について、生協は、その責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

#### 第19条（通知の到達）

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

#### 第20条（業務委託）

生協は、本約款に基づくあぶかサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第21条（合意管轄裁判所）

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】

組合員証に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の組合員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

お問合せ：098-879-7711（土曜、日曜除く10時～17時まで）

〒901-2588 沖縄県浦添市西原1丁目2-1 生活協同組合コープおきなわ